

「土砂等の埋立て等」に関するQ & A（令和5年12月）

【目次】

- Q 1 : どのような場合に環境保全課に問い合わせをすればよいですか。
- Q 2 : どのような場合に市に許可申請等の手続きが必要なのですか。
- Q 3 : なぜこのような手続きが必要なのですか。
- Q 4 : 残土条例における土砂等とはどのようなものを指しますか。
- Q 5 : 土砂による埋立てを行う場合には、どのような手続きが必要ですか。
- Q 6 : 自身が所有する土地（農地・林地を含む）で土砂による埋立てを行う場合にも、条例に基づく手続きは必要ですか。
- Q 7 : 土砂による埋立ての事業地において土砂の汚染、土砂災害の発生や違反が確認された場合はどうなりますか。
- Q 8 : 土砂による埋立てを行う場合に、高さの制限はありますか。
- Q 9 : 土砂による埋立てを行う場合、搬入土量の制限はありますか。
- Q 10 : 埋立てに使用する土砂は、どのような土砂でも使用できますか。
- Q 11 : 農地や森林等へ埋立てをする場合、埋立ての許可があればできますか。
- Q 12 : 土砂による埋立てを行う場合には、事前に事業者から近隣住民等への説明をすることを定めていますか。
- Q 13 : 土砂を運搬しているトラックの危険運転（スピード超過、過積載等）や、道路が土砂で汚れてしまっている場合は、どこに連絡したらいいですか。
- Q 14 : 残土条例の内容や申請等に必要な手続きについては、どのように確認すればいいですか。

Q 1 : どのような場合に環境保全課に問い合わせをすればよいですか。

- 近所で土砂による埋立てが行われているが、許可を受けているか確認したい。
- 近所で土砂による埋立てが行われていて、風で土砂が飛んでくるため市から指導してほしい。
※土砂による埋立て事業に係る疑問全般で、ご不明な点がありましたらご連絡ください。

Q 2 : どのような場合に市に許可申請等の手続きが必要なのですか。

- 実際に作業を行っている埋立て区域（事業場）の外（以下、「外部」という。）で発生した土砂等を使用した、面積が500㎡以上の埋立て等については、下記の条例の規制対象となり許可申請等が必要になります。
※埋立て等に使用する土砂等の発生元は千葉県内に限定します。

- 「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

規 制 対 象	外部から発生した土砂等（発生元は千葉県内に限定）を使用した500㎡以上の埋立て等が規制対象です。埋立て等とは、外部から土砂等を搬入し、埋立て・盛土・一時的なたい積を行う行為を指します。 <ul style="list-style-type: none">・埋 立 て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。・盛 土：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの。・一時たい積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更（搬出）が予定されているもの（土砂の搬入・搬出が繰り返されるものを含む）。
規 制 対 象 外	次の場合は、規制の対象とはなりません。 <ul style="list-style-type: none">① 外部から土砂等を搬入しておらず、場内の土砂のみで整地等を行っている場合。② 外部から搬入しているものが「碎石」や、産業廃棄物を中間処理し土砂状を呈している「再生碎石（JIS規格を満足するもの）・鉄鋼スラグ（公的機関等で認証されたもの）といった再生土」で、かつ、総厚が概ね30cm以内の舗装（表層及び路盤）としてこれらを使用する場合。③ 外部から土砂等を搬入しているが、埋立て面積が500㎡（25mプールくらいの大きさ）未満である場合。

Q 3 : なぜこのような手続きが必要なのですか。

- 必要な手続きについて条例で定めることで、土砂の埋立てによる土壌の汚染や土砂災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全の確保と市民の生活環境の保全を図るためです。

Q4：残土条例における土砂等とはどのようなものを指しますか。

●残土条例における土砂等とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう廃棄物に該当しないものであり、製品の山砂、土、砂利、残土、水分調整などを施した改良土のほか、再生土も含まれます。

●主な土砂等

①千葉県の許認可を受けた砂利採取場等から購入した土砂等（山砂・購入土）

②千葉県の許認可を受けた中間処理施設で廃棄物を処理し、埋立て資材として販売している土砂等（再生土）

※JIS規格を満足する再生砕石、公的機関等で認証された鉄鋼スラグであっても、産業廃棄物を中間処理し、土砂状を呈していれば再生土に該当

③千葉県内の建設現場等で発生した建設発生土（建設工事等で発生した土砂等）

Q5：土砂による埋立てを行う場合には、どのような手続きが必要ですか。

●外部から土砂を搬入し、面積が500㎡以上の埋立てを行う場合には、環境保全課に届出または許可申請が必要です。

<500㎡以上の埋立てを行う場合>

①外部から搬入した土砂による埋立て面積が500㎡以上3,000㎡未満

②最大の盛土の高さが1m未満

③搬入する土砂が千葉県の許認可を受けた砂利採取場等から購入した土砂

上記①・②・③の要件を
すべて満たす場合

届 出

標識の設置は不要

手続きが必要ない事業や届出
で済む事業

上記①・②・③の要件を
1つでも満たさない場合

許可申請

標識の設置は義務

申請により許可を受けた事業
(次ページ標識参照)

次ページへ

埋立て事業に関する標識		
埋立て事業の許可の年月日及び許可番号	令和●●年●●月●●日 君津市指令第●●●●号	
埋立て事業の目的	●●●●	
事業場の土地の所在地	君津市●●字●●×××番 ほか●●筆	
施工者の住所、氏名及び連絡先	住所 ●●市●●×丁目××番××号	
	氏名 株式会社●●●● 代表取締役 ●● ●●	
	連絡先 ●●●●-●●-●●●●	
埋立て事業の許可期間	令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで	
埋立て事業に使用される土砂等の量（一時的積特定事業の場合は、年間の搬入及び搬出の予定量）	事業場面積 ●●●●. ●●m ² 事業区域面積 ●●●●. ●●m ²	事業場及び事業区域の見取図
	●●●●. ●●m ²	
現場責任者の職名及び氏名	職名 ●●課長 氏名 ●● ●●	

※標識の大きさは、縦90cm以上、横120cm以上とします。

※標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。

※許可を受けた者は、許可を受けた事業場の公衆の見やすい場所に事業が施工されている間、事業内容などを記載した標識を設置しなければ違反行為となります。

Q6：自身が所有する土地（農地・林地を含む）で土砂による埋立てを行う場合にも、条例に基づく手続きは必要ですか。

●自身の所有地、他人の所有地に関わらず、外部から土砂を搬入し、面積が500m²以上の埋立てを行う場合には、条例に基づく手続きが必要です。

※農地（田や畑等）を農地以外の用途で使用する場合には、農地法に基づく農地転用許可を取得できなければ、残土条例の許可も取得できず、埋立てを行うことはできませんので、農業委員会事務局及び環境保全課までご相談ください。

※農業振興地域の農用地区域に含まれる場合は、上記の許可申請に先行して農用地区域からの除外等が必要ですので、農政課までご相談ください。

※森林で土砂による埋立てを行う場合は、許可申請等が必要となる可能性がありますので、農林土木課までご相談ください。

Q 7 : 土砂による埋立ての事業地において土砂の汚染、土砂災害の発生や違反が確認された場合はどうなりますか。

- 土砂による埋立てを行った事業者や土地所有者に対し、相当の期限を定めて事業に使用された土砂の全部もしくは一部を撤去しまたは原状に復し、崩落、飛散もしくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るよう指導します。

Q 8 : 土砂による埋立てを行う場合に、高さの制限はありますか。

- 埋立てに使用する土砂の区分等によって、埋立ての高さの条件やのり面の勾配が決まっています。また、土砂が崩落しないように必要な措置を講じる必要があります。

Q 9 : 土砂による埋立てを行う場合、搬入土量の制限はありますか。

- 条例では搬入土量に関する規制はありません。
- 外部から土砂を搬入し、面積が500㎡以上の埋立てを行う場合には、環境保全課に届出または許可申請が必要です。

Q10 : 埋立てに使用する土砂は、どのような土砂でも使用できますか。

- 残土条例では「何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。」と規定しています。そのため、市が定める安全基準に適合した土砂の搬入に限ります。
- 千葉県の許認可を受けた砂利採取場等から購入した土砂以外の土砂を搬入して、面積が500㎡以上の埋立てを行う場合には、搬入土砂の地質分析検査を義務付けています。

Q11 : 農地や森林等へ埋立てをする場合、埋立ての許可があればできますか。

- 農地や森林に限らず、埋立てを行う場所や目的により、埋立ての許可の他に各種法令等に基づく手続きが必要です。

埋立て等を行う場所または目的	関係法令	所管課
①農地	農地法	農業委員会事務局
②森林	森林法	農林土木課
③道路	道路法 君津市法定外公共物の管理に関する条例	管理課
④宅地造成等	宅地造成及び特定盛土等規制法	建設計画課
⑤市街化区域、市街化調整区域	都市計画法	建設計画課

Q12: 土砂による埋立てを行う場合には、事前に事業者から近隣住民等への説明をすることを定めていますか。

- 外部から土砂を搬入し、面積が500㎡以上の埋立てを行う場合には、事前に事業計画について近隣住民等に対して説明する必要があります。

Q13: 土砂を運搬しているトラックの危険運転（スピード超過、過積載等）や、道路が土砂で汚れてしまっている場合は、どこに連絡したらいいですか。

- 道路の汚損については、道路の種類により問い合わせ先が異なります。

内容	所管	連絡先
トラックの運行に関すること (スピード超過、過積載等)	君津警察署	0439-54-0110
市道の汚損	君津市管理課	0439-56-1351
県道の汚損または 国道410号及び465号の 国道の汚損	千葉県君津土木事務所管理課	0438-25-5132
国道16号及び127号の汚損	国土交通省千葉国道事務所 木更津出張所	0438-22-4543

Q14: 残土条例の内容や申請等に必要な手続きについては、どのように確認すればいいですか。

- 残土条例及び条例施行規則、申請書等の様式、手続きに関する手引きについては、市ホームページ「埋立てをする場合は市の残土条例の許可が必要です」のページ（下記リンク、QRコード）に掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/16/14867.html>



※ご不明な点がございましたら、環境保全課までお問い合わせください。